

平成十四年厚生労働省令第七十七号

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令
 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の種類に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

種	検定職種		主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
	名称	指定試験機関			
ウエブデザイン	特定非営利活動法人インターネット認定普及協会	特定非営利活動法人インターネット認定普及協会	東京都新宿区西新宿七丁目十六番一号	ウエブデザイン職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十四年十月十二日
キャリアアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリアアコンサルティング協議会	特定非営利活動法人キャリアアコンサルティング協議会	東京都港区東新橋二丁目十一番七号	キャリアアコンサルティング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十年九月十日
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会	一般社団法人日本ピアノ調律師協会	東京都千代田区外神田二丁目十八番二十一号	ピアノ調律職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十三年九月一日
ファイナンシャル・インシヤル・ビジネス	一般社団法人金融財政事情研究会	一般社団法人金融財政事情研究会	東京都新宿区南元町十九番地	ファイナンシャル・プランニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十四年六月十一日

知的財産管理	一般財団法人知的財産研究教育財団	一般財団法人知的財産研究教育財団	東京都千代田区紀尾井町三番二十九号	知的財産管理職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十年九月九日
眼鏡製作	公益社団法人日本眼鏡技術者協会	公益社団法人日本眼鏡技術者協会	東京都中央区日本橋兜町十九番八号	眼鏡製作職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	令和三年八月十三日
ブランニング	特定非営利活動法人日本フアイナンシャル・プランナーズ協会	特定非営利活動法人日本フアイナンシャル・プランナーズ協会	東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号	ファイナンシャル・プランニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十四年六月十一日
金融窓ロサー	一般社団法人金融財政事情研究会	一般社団法人金融財政事情研究会	東京都新宿区南元町十九番地	金融窓ロサー職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十四年六月十一日

ホテ ル・マ ネジメ ント	一般社団法人 日本宿泊産業 マネジメン ト 技能協会	東京都新宿 区西新宿三 丁目二十番 二号	着付け 全日本着付け 技能センタ ー	接客販 売 会	一般社団法人 日本百貨店協 会	東京都中央 区日本橋二 丁目一番 十号	ブライ ダルコ ーデー ネット 会	公益社団法人 日本ブライダ ル文化振興協 会	東京都中央 区八重洲二 丁目十番十 二号
一級 実技試験 二級 実技試験 三級 実技試験 学科試験									
平成三 十年七 月二十 三日	平成二 十二年 二月一 日	平成二 十二年 二月一 日	平成二 十二年 二月一 日	平成二 十九年 十月二 十四日	平成二 十九年 十月二 十四日	平成二 十九年 十月二 十四日	平成三 十年七 月二十 三日	平成三 十年七 月二十 三日	平成三 十年七 月二十 三日

機械保 全	公益社団法人 日本ブラン トメンテナ ンス協会	東京都千代 田区神田神 保町三丁目 三番地	ビル設 備管理	ビル設 備管理	一般社団法人 日本フィット ネス産業協 会	東京都千代 田区鍛冶町 二丁目二番 三号	レスト ランサ ービス 会	一般社団法人 日本ホテル・ レストランサ ービス技能協 会	東京都千代 田区飯田橋 三丁目三番 十一号
一級 実技試験 二級 実技試験 三級 実技試験 学科試験									
平成二 十七年 四月一 日	平成二 十六年 六月一 日	平成二 十六年 六月一 日	平成二 十六年 六月一 日	平成二 十九年 十月二 十四日	平成二 十九年 十月二 十四日	平成二 十九年 十月二 十四日	平成三 十年六 月十一 日	平成三 十年六 月十一 日	平成三 十年六 月十一 日

情報配線施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	東京都杉並区南荻窪四丁目三十五番二十号	イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十六年十一月十日
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会	東京都渋谷区桜丘町二十九番三十五号	イ 一級 実技試験 ロ 二級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 イ 二級 実技試験 ロ 学科試験 ロ 三級 実技試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十四年六月十一日
調理	公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号	調理職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 実技試験 二 学科試験	平成十三年十月一日
ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号	ビルクリーニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 実技試験 ロ 二級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 イ 二級 実技試験 ロ 三級 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 イ 基礎級 実技試験 ロ 学科試験	平成十三年十月一日
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ハウスクリーニング協会	東京都文京区後楽二丁目三番十号	ハウスクリーニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一 実技試験 二 学科試験	平成十四年四月二十三日

附則
この省令は、公布の日から施行する。

- 附則（平成二五年六月五日厚生労働省令第一〇二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月二十二日から適用する。
- 附則（平成二五年二月二六日厚生労働省令第一八五号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附則（平成二六年二月二六日厚生労働省令第一六八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年七月二八日厚生労働省令第一二五号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十七年六月六日から適用する。
- 附則（平成二八年九月二二日厚生労働省令第一五九号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十八年八月八日から適用する。
- 附則（平成二八年二月二二日厚生労働省令第一九二号）
この省令は、公布の日から施行し、平成十八年十月三十日から適用する。
- 附則（平成二九年六月二〇日厚生労働省令第九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二九年一〇月二二日厚生労働省令第二二五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二〇年二月二九日厚生労働省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七二号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二〇年四月二五日厚生労働省令第九九号）
この省令は、平成二十年四月二十六日から施行する。
- 附則（平成二〇年七月二八日厚生労働省令第一三二号）
この省令は、平成二十年八月一日から施行する。
- 附則（平成二〇年九月一〇日厚生労働省令第一四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二〇年十一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
- 附則（平成二二年二月一日厚生労働省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二三年九月一日厚生労働省令第一二二号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二四年四月二三日厚生労働省令第八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二六年八月八日厚生労働省令第九六号）
この省令は、平成二七年四月一日から施行する。
- 附則（平成二七年二月二七日厚生労働省令第二五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年二月二八日厚生労働省令第一七五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- 附則（平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二二日厚生労働省令第一七三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月七日厚生労働省令第五七号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二四日厚生労働省令第一一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月三一日厚生労働省令第一一九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二三日厚生労働省令第八八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一八日厚生労働省令第八三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年八月一三日厚生労働省令第一三九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月一〇日厚生労働省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月一八日厚生労働省令第一五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年七月二五日厚生労働省令第九七号)
この省令は、公布の日から施行する。